特定動物に関する指導マニュアル策定に向けた情報収集(文献調査)

- 文献① 東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則別表第一
- 文献② Go!! Suzuki (2006). オオトカゲ&ドクトカゲ. 爬虫・両生類ビジュアルガイド (クリーパー編集部 編). 誠文堂新光社, 東京.
- 文献③ State of NSW and office of environment and heritage (2013). Code of practice for the private keeping of reptiles. Office of environment and heritage.
- 文献④ Environment & Heritage Service. Dangerous wild animals (Northern Ireland) order (2004), Guidance on the keeping of venomous snakes and lizards. An Agency within the Department of the Environment.
- 文献⑤ Brien et al. (2007). Housing Crocodilians in captivity: Considerations for Central America and Caribbean. University of Florida Institute of Food and Agricultural Sciences.

文献① 東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則別表第一

◆文献の主旨

東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則において、特定動物の飼養又は保管の許可を申請する上で、管理において満たすこととして定められた飼養施設の基準。

◆飼養施設等に関する情報

1. ワニ類(アリゲーター科、クロコダイル科、ガビアル科)

<形態>

・ふた付きガラス水槽(体長2m未満のものに限る。)、ふた付きコンクリート水槽又は菱 形金網檻。

く規格>

- ・ガラス水槽にあっては、強化ガラス製であること。
- ・コンクリート水槽にあっては、厚さ 150mm 以上の鉄筋コンクリート製であること。
- ・菱形金網檻にあっては、直径4mm以上、網目25mm以下のものを使用すること。
- ・ガラス水槽又は金網檻は、その一部を厚さ 150mm 以上の鉄筋コンクリート壁又は鉄筋コンクリートブロック壁に代えることができる。
- ・排水孔、通気孔等を設ける場合には、動物が脱出しないよう金網等でおおいを付けること。

<出入口等>

- ・二重扉は必要。
- ・水槽のふたを内戸とする場合には、鉄格子、金網を使用し、動物の脱出を防止するため に十分な強度及び耐久性を持たせること。
- ・内戸及び外戸の錠は、それぞれ1箇所以上の施錠ができること。

<屋外及び展示施設における隔離設備>

・人止め柵と檻等との間隔は1m以上。高さは1.5m以上。

<備考>

- ・生後1年未満の動物を飼養する場合及び動物の取扱いに熟練した者の管理の下で行われるサーカスについては、動物の成長の程度、サイズ、体力、体重等を考慮し、やむを得ないと認めるときは、強度等について 25%を限度としてその一部を緩和し、又は適用しないことができる。
- ・施設が上記の基準によれない場合は、上記に掲げる基準と同等以上の強度、耐久性等を 有すること。
- ・動物の跳躍力、登はん力、掘削力、咬こう力、腕力、握力並びに潜り抜け及び押す能力 を考慮し、必要に応じて空堀、忍び返し、ネットシャッター、電気牧柵、警報装置又は 自動シャッターなど災害時においても動物が脱出しないような設備を設置すること。

・建物内に施設を設ける場合、建物の構造により脱出防止及び隔離効果が得られると認めるときは、二重戸のうち外戸及び隔離施設としての人止め柵については、適用しないことができる。

2. 大型トカゲ類(オオトカゲ科)

<形態>

・ふた付きガラス水槽(体長2m未満のものに限る。)、ふた付きコンクリート水槽又は菱 形金網檻。

<規格>

- ・ガラス水槽にあっては、強化ガラス製であること。
- ・コンクリート水槽にあっては、厚さ150mm以上の鉄筋コンクリート製であること。
- ・菱形金網檻にあっては、直径4mm以上、網目25mm以下のものを使用すること。
- ・ガラス水槽又は金網檻は、その一部を厚さ 150mm 以上の鉄筋コンクリート壁又は鉄筋コンクリートブロック壁に代えることができる。
- ・排水孔、通気孔等を設ける場合には、動物が脱出しないよう金網等でおおいを付けること。

<出入口等>

- ・二重扉は必要。
- ・水槽のふたを内戸とする場合には、鉄格子、金網を使用し、動物の脱出を防止するため に十分な強度及び耐久性を持たせること。
- ・内戸及び外戸の錠は、それぞれ1箇所以上の施錠ができること。

<屋外及び展示施設における隔離設備>

・人止め柵と檻等との間隔は1m以上。高さは1.5m以上。

<備考>

- ・生後1年未満の動物を飼養する場合及び動物の取扱いに熟練した者の管理の下で行われるサーカスについては、動物の成長の程度、サイズ、体力、体重等を考慮し、やむを得ないと認めるときは、強度等について 25%を限度としてその一部を緩和し、又は適用しないことができる。
- ・施設が上記の基準によれない場合は、上記に掲げる基準と同等以上の強度、耐久性等を 有すること。
- ・動物の跳躍力、登はん力、掘削力、咬こう力、腕力、握力並びに潜り抜け及び押す能力 を考慮し、必要に応じて空堀、忍び返し、ネットシャッター、電気牧柵、警報装置又は 自動シャッターなど災害時においても動物が脱出しないような設備を設置すること。
- ・建物内に施設を設ける場合、建物の構造により脱出防止及び隔離効果が得られると認めるときは、二重戸のうち外戸及び隔離施設としての人止め柵については、適用しないことができる。

3. 大蛇類、毒ヘビ類・ドクトカゲ類、カメ類

<形態>

・織金網檻、ふた付きガラス水槽、ふた付き硬質合成樹脂製水槽(体長3m未満のものに限る。)、ふた付きコンクリート水槽又は鉄板若しくは木板製の箱。

<規格>

- ・織金網檻にあっては、直径 1.5mm 以上、網目 10mm 以下のものを使用すること。
- ・ガラス水槽にあっては、強化ガラス製であること。
- ・硬質合成樹脂製水槽にあっては、厚さ6mm以上であること。
- ・コンクリート水槽にあっては、厚さ20 mm以上であること。
- ・箱には、厚さ2mm以上の鉄板又は厚さ25mm以上の木板を使用すること。箱の正面は、強化ガラス板、又は厚さ6mm以上の硬質合成樹脂製板(体長3m未満のものに限る。)に代えることができる。
- ・排水孔、通気孔等を設ける場合には、動物が脱出しないよう金網等でおおいを付けること。

<出入口等>

- ・二重扉は必要。
- ・金網、木板、鉄板等を使用し、動物の脱出を防止するために十分な強度及び耐久性を持たせること。内戸及び外戸の錠は、それぞれ1箇所以上の施錠ができること。

<屋外及び展示施設における隔離設備>

・金網、通気孔等の施設の開口部から動物に触れられないように金網等でおおうこと。

くその他>

・抗毒血清を用意すること (毒へビに限る)。

<備考>

- ・生後1年未満の動物を飼養する場合及び動物の取扱いに熟練した者の管理の下で行われるサーカスについては、動物の成長の程度、サイズ、体力、体重等を考慮し、やむを得ないと認めるときは、強度等について 25%を限度としてその一部を緩和し、又は適用しないことができる。
- ・施設が上記の基準によれない場合は、上記に掲げる基準と同等以上の強度、耐久性等を 有すること。
- ・動物の跳躍力、登はん力、掘削力、咬こう力、腕力、握力並びに潜り抜け及び押す能力 を考慮し、必要に応じて空堀、忍び返し、ネットシャッター、電気牧柵、警報装置又は 自動シャッターなど災害時においても動物が脱出しないような設備を設置すること。
- ・建物内に施設を設ける場合、建物の構造により脱出防止及び隔離効果が得られると認めるときは、二重戸のうち外戸及び隔離施設としての人止め柵については、適用しないことができる。

文献② Go!! Suzuki (2006). オオトカゲ&ドクトカゲ. 爬虫・両生類ビジュアルガイド (クリーパー編集部 編). 誠文堂新光社. 東京.

◆文献の主旨

オオトカゲ科及びドクトカゲ科についての、ペットとして一般的に飼育を行う場合における方法や器材等に関する解説。

◆飼養施設等に関する情報

1. 大型トカゲ類(オオトカゲ科)

<飼養施設>

〇前開き式爬虫類飼育専用ケージ

- ・ケージの幅が 120cm を超える場合、理想的には奥行きは 60cm である方が良いが、とりあ えずは標準規格 (30 センチまたは 45 センチ) でも問題は少ない。
- ・前面の引き戸は、専用のストッパーや市販のショーケース用シリンダー錠などを取り付け、逸走対策を万全にすること。また、あまり利用しない開閉部に関しては、ガムテープで固定することが推奨される。
- ・材質の特性上、重量があり、扱いかたによっては割れる点に注意するべきである。また、 大型個体へ使用に限って言うならば、製品によってはスクラッチング(引っ掻き)など によりガラス同士を接着するシリコンが削られたり剥がされたりして、そこに強い力が 加わった際に分解するおそれがある。実際に過去の事例として、水入れとガラス面の間 に入っていた個体が移動しようと力を入れた時に、ケージが分解したことがある。

○植物用ガラス製温室

- ・幅90cm前後から180cmくらいまでのサイズが中~大型種の飼育には非常に適している。
- ・ 逸走を防ぐために底板をベニヤ板 (防水加工を施すことが好ましい) などに交換すると いった作業が必要である。
- ・製品によってはガラスが薄く、大型個体への使用に耐えられないものもあるので、使用 に際しては、その点を考慮に入れること。

〇木製ケージ

- ・大型種の飼育を考慮すると現状ではこれが最適である。
- ・容易に加工ができ、サイズもミリ単位で合わせることができる。ただし、内部は防水処理を施さなければ湿気と高温のため、瞬く間に木材自体が劣化するので、その点だけは注意が必要である。

くその他>

- ・ 革手袋は気の荒い個体や大きな個体を扱う時に必須となる。溶接作業用などのものが容易に入手できるため、中~大型種を飼育する場合は必ず用意すること。
- ・ピンセットは給餌の際に誤って手や腕を噛まれないために必要となる。大きな個体に対

しては手と餌の距離を可能な限り離したいので、大型のピンセットを用いるが、餌自体 も大きい場合はバーベキュー用肉つかみや庭掃除などに用いる火バサミの方が使い勝手 が良い。

2. ドクトカゲ科

<飼養施設>

〇前開き式爬虫類飼育専用ケージ

- ・ケージの幅が 120cm を超える場合、理想的には奥行きは 60cm である方が良いが、とりあ えずは標準規格 (30 センチまたは 45 センチ) でも問題は少ない。
- ・前面の引き戸は、専用のストッパーや市販のショーケース用シリンダー錠などを取り付け、逸走対策を万全にすること。また、あまり利用しない開閉部に関しては、ガムテープで固定することが推奨される。
- ・材質の特性上、重量があり、扱いかたによっては割れる点に注意するべきである。

くその他>

・掃除や給餌も含め、取り扱う際には細心の注意を払い、素手で扱うことは絶対避けるようにすること。

文献③ State of NSW and office of environment and heritage (2013). Code of practice for the private keeping of reptiles.

◆文献の主旨

オーストラリア、ニューサウスウェールズ州における、国立公園及び野生生物に関する 法律 1974 等いくつかの法律に基づいた、爬虫類全般(ワニ類を除く)の個人における飼養 (飼養施設、適切な飼養管理等) に関する実施規則。

◆飼養施設等に関する情報

1. 飼養施設の構造

<全般>

- ○遵守しなければならない基準
- ・飼養施設は逸走対策をすること。
- ・飼養施設は、爬虫類が野生動物や、害虫、家畜、無関係な人との物理的に接触すること のないように設計及び設置されること。

〇満たすべき飼養の指針

・飼養施設は、飼養者は安全に作業が行うことができ、爬虫類にも接触できるように設計 されるべきである。

<屋内施設>

- ○遵守しなければならない基準
- ・屋内施設の壁面、床面、付属器具は、簡単に清掃できる不浸透性の材質であること。
- 〇満たすべき飼養の指針
- ・扉や蓋には、安全に固定するための留め具を備えるべきである。
- ・通気口は、爬虫類が逸走できないように設計及び施錠されるべきである。

<毒へビ類(ナミヘビ科、コブラ科、クサリヘビ科)の飼養>

- ○遵守しなければならない基準
- ・屋外施設で飼育してはならない。
- ・施錠のできる逸走対策の施された室内などの、施錠のできる逸走防止が施された施設で 飼育されること。
- ・飼養施設は、施設への接触が完全に止むを得ない場合(入れ替え、給餌または清掃等) を除いて、常に施錠されていること。
- ・飼養施設は、施設に接触する以前に飼育者がヘビの位置を確認できるものであること。 これは、窓や仕切りを備えた施設によって可能となる。

- ・飼養施設は、飼育されているヘビの種名や番号だけでなく、"危険、毒ヘビ"のラベルが はっきりと付されていること。
- ・飼育者は、最新の応急処置証明書を所持し、維持せねばならない。

○満たすべき飼養の指針

- ・飼育者は、ヘビのハンドリングや飼養施設の変更が必要な場合におけるリスクを最小限 にする技術や手順を発展させるべきである。
- ・毒ヘビの隠れ家は、飼養施設を開く必要がなくともヘビが目視できるように設計及び設置するべきである。
- ・ヘビ咬傷治療用に適切に保管された応急処置用具は、毒ヘビを飼育している室内において容易に手に取れるようにするべきである。
- ・毒ヘビを収容している部屋には、はっきりとその旨と救急の連絡番号を表示するべきである。

注:施錠は、関係者以外の人間による接触を防止することを目的とする。

2. 飼養施設のサイズ

<全般>

〇遵守しなければならない基準

- ・飼養施設は、爬虫類が自由に活動可能で、自然な行動を示し、同居者を避けるのに十分 な空間を備えること。
- ・飼養施設は、適切は温度勾配の管理(爬虫類の体温調節を可能にするため等)のために 十分な空間を備えること。
- ・一般的に登攀性のある種の飼養施設は、爬虫類が登攀するために十分利用できる垂直空間を持っていること。
- ・水棲、半水棲種の飼養施設は、爬虫類が泳ぐために十分な水量を持っていること。

<トカゲ類 (大型トカゲ類を含む)>

〇遵守しなければならない基準

- ・飼養施設の最短床寸法は、飼育されている最も大きいトカゲの頭胴長以下にしてはなら ない。
- ・孵化後半年以下のトカゲ 1 個体の飼養施設は、少なくとも $0.02 \,\mathrm{m}^2$ ($0.2 \,\mathrm{m} \times 0.1 \,\mathrm{m}$ 等) の 床面積がなければならない。
- ・孵化 6 カ月から 12 ヶ月のトカゲ 1 個体の飼養施設は、少なくとも 0.03 ㎡ (0.3 m×0.1 m 等) の床面積がなければならない。
- ・孵化後18ヶ月以降のトカゲ1個体の飼養施設は、表1にある最小サイズを満たすこと。
- ・地上性種における最小サイズは床面積を基準とする。登攀を必要とする種については床 面積もしくは背壁面積のいずれかでよい。

・トカゲ2個体の飼養施設は、少なくとも最少の施設サイズよりも50%大きいものであること (表 1)。2個体以上のトカゲを飼育する場合、飼養施設は1個体の追加個体につき少なくとも20%大きくすること (トカゲ4個体の飼養施設は、少なくとも最少の施設サイズよりも90%大きいものであること)。異なった種同士を飼育する場合、寸法の計算は大きい個体の飼養施設の最少サイズに準拠すること。

○満たすべき飼養の指針

・表1に明記された飼養施設の最少サイズは、トカゲの平均体長に基づく。平均体長より も大きく成長した個体については、飼養施設を大きくするべきである。

表 1 孵化後 12 ヶ月以降のトカゲ 1 個体の飼養施設の最小サイズ

科	カテゴリー	成体平均体長 (m)	施設サイズの計算(m) 幅×奥行き(高さ)	最小床または背壁 面積(㎡)※
ヤモリ科	A	0.05 - 0.1	0.3×0.1	0.030
	В	0.1 - 0.2	0.3×0.2	0.060
	\mathbf{C}	0.2 - 0.3	0.45×0.3	0.135
スキンク科	A	0.05 - 0.1	0.3×0.1	0.030
	В	0.1 - 0.2	0.3×0.2	0.060
	\mathbf{C}	0.2 - 0.3	0.45×0.3	0.135
	D	0.3 - 0.4	0.6×0.4	0.240
	\mathbf{E}	0.4 - 0.5	0.75×0.5	0.375
	\mathbf{F}	0.5 - 0.6	0.9×0.6	0.540
アガマ科	A	0.1 - 0.2	0.3×0.2	0.060
	В	0.2 - 0.3	0.45×0.3	0.135
	\mathbf{C}	0.3 - 0.4	0.6×0.4	0.240
	D	0.4 - 0.5	0.75×0.5	0.375
	${f E}$	0.6 - 0.7	1.05×0.7	0.735
オオトカゲ科	A	0.2 - 0.3	0.6×0.3	0.180
	В	0.3 - 0.4	0.8×0.4	0.320
	\mathbf{C}	0.6 - 0.7	1.4×0.7	0.980
	D	0.7 - 0.8	1.6×0.8	1.280
	\mathbf{E}	1.1 - 1.2	2.4×1.2	2.880
	\mathbf{F}	1.3 - 1.4	2.8×1.4	3.920
	G	1.5 - 1.6	3.2×1.6	5.120
	Н	1.9 - 2.0	4×2	8.000
ヒレアシトカ	A	0.3 - 0.4	0.6×0.4	0.240
ゲ科	В	0.5 - 0.6	0.9×0.6	0.540

※最小面積は外径を計測された施設を参照しており、施設内の棚などの余分な表面は含まない。

< へビ類 (毒へビ類 (ナミヘビ科、コブラ科、クサリヘビ科)を含む)>

○遵守しなければならない基準

- ・飼養施設の最短床寸法は、飼育されている最も大きいヘビの全長の 20%以下にしてはならない。
- ・孵化後半年以下のヘビ1個体が飼育されている施設は、少なくとも 0.02 m^2 ($0.2 \text{ m} \times 0.1 \text{ m}$ 等)の床面積がなければならない。
- ・孵化後 6 ヶ月から 18 ヶ月のヘビ 1 個体が飼育されている施設は、少なくとも 0.06 ㎡ (0.3 m×0.2 m等) の床面積がなければならない。
- ・孵化後18ヶ月以降のヘビ1個体が飼育されている施設は、表2にある最小サイズを満たすこと。地上性種における最小サイズは床面積を、登攀を必要とする種については床面積もしくは背壁面積のいずれかでよい。
- ・ヘビ2個体の飼養施設は、少なくとも最少の施設サイズよりも50%大きいものであること (表1参照)。2個体以上のヘビを飼育する場合、飼養施設は1個体の追加個体につき少なくとも20%大きくすること (ヘビ3個体の飼養施設は、少なくとも最少の施設サイズよりも70%大きいものであること)。異なった種同士を飼育する場合、寸法の計算は大きい個体の飼養施設の最少サイズに準拠すること。

○満たすべき飼養の指針

・表2に明記された飼養施設の最少サイズは、ヘビの平均体長に基づく。平均体長よりも 大きく成長した個体については、飼養施設を大きくするべきである。

表 2 孵化後 12 ヶ月以降のヘビ 1 個体の飼養施設の最小サイズ

※最小面積は外径を計測された施設を参照しており、施設内の擬似的な床などの余分な表面は含まない。

科	カテゴリー	成体平均体長 (m)	施設サイズの計算(m) 幅×奥行き(高さ)	最小床または背壁 面積(㎡)※
ニシキヘビ科	A	0.5 - 1.0	0.5×0.3	0.150
	В	1.0 - 1.5	0.75×0.3	0.225
	С	1.5 - 2.0	1.0×0.4	0.400
	D	2.0 - 2.5	1.25×0.5	0.625
	E	3.0 - 3.5	1.75×0.7	1.225
コブラ科	A	0.3 - 0.5	0.25×0.15	0.038
	В	0.5 - 1.0	0.5×0.3	0.150
	С	1.0 - 1.5	0.75×0.45	0.375
	D	1.5 - 2.0	1.0×0.6	0.600

ナミヘビ科	A	0.5 - 1.0	0.5×0.3	0.150
	В	1.0 - 1.5	0.75×0.45	0.375
	\mathbf{C}	1.5 - 2.0	1.0×0.6	0.600
ヤスリヘビ科	A	1.5 - 2.0	1.0×0.6	0.600
メクラヘビ科	A	0.5 - 1.0	0.5×0.3	0.150

<カメ類>

〇遵守しなければならない基準

- ・飼養施設の最短床寸法は、飼育されている最も大きいカメの甲長の 150%以下にしてはならない。
- ・孵化後半年以下の個体が 20 個体以上飼育されている施設は、少なくとも 0.135 \mathbf{m} (0.45 \mathbf{m} × 0.3 \mathbf{m} 等) の水面面積がなければならない。
- ・孵化後 6 ヶ月から 24 ヶ月のカメが 1 または 2 個体飼育されている施設は、少なくとも 0.18 m^2 (0.6 m×0.3 m等) の水面面積がなければならない。
- ・孵化後24ヶ月以降のカメが1または2個体飼育されている施設は、表3にある最小サイズを満たすこと。
- ・2個体以上のカメを飼育する場合、飼養施設は1個体の追加個体につき少なくとも 20% 大きくすること(表3) (カメ5個体の飼養施設は、少なくとも最少の施設サイズよりも 60%大きいものであること)。異なった種同士を飼育する場合、寸法の計算は大きい個体 の飼養施設の最少サイズに準拠すること。

〇満たすべき飼養の指針

・表3に明記された飼養施設の最少サイズは、カメの平均甲長に基づく。平均体長よりも 大きく成長した個体については、飼養施設を大きくするべきである。

表 3 孵化後 24 ヶ月以降のカメ 1 または 2 個体の飼養施設の最小サイズ

科	カテゴリー	成体平均甲長 ^(m)	施設サイズの 計算(m) 幅×奥行き	最小水面面積 (m2)※	最小水深 ^(m)
ヘビクビガメ	A	0.1 - 0.2	0.8×0.4	0.32	0.2
科	В	0.2 - 0.3	1.2×0.6	0.72	0.3
	C	0.3 - 0.4	1.6×0.8	1.28	0.4
	D	0.4 - 0.5	2.0×1.0	2.00	0.5
スッポンモド キ科	A	0.5 - 0.6	2.4×1.2	2.88	0.5

※最小水面面積は、水槽またはプールの表面を参照している。

文献④ Environment & Heritage Service. Dangerous wild animals (Northern Ireland) order 2004, Guidance on the keeping of venomous snakes and lizards.

◆文献の主旨

イギリス(北アイルランド)における危険野生動物に関する規則 2004 (Dangerous wild animals (Northern Ireland) order 2004)に基づいた、危険野生動物(毒ヘビ類: ナミヘビ科、コブラ科、クサリヘビ科、及びドクトカゲ科)の飼養(飼養施設、適切な飼養管理等)に関する指針。

◆飼養施設等に関する情報

1. 飼養の概観

- ・毒ヘビは施錠された室内に設置された施錠された水槽(飼育施設)で飼育されること。
- ・毒ヘビを飼育している部屋には、予期せぬ逸走を防ぐための"ヘビ対策"を施すこと。 愛好家は、これまでに積み重ねたプラスチックケースで毒ヘビを飼育してきたが、これ は長期間の収容には不適切であり、推奨できない。
- ・ドクトカゲは、頑丈な底面を備えた目の細かい金網ケージで飼育すること。

2. 飼養の勧告

<飼養施設の構造>

- ・爬虫類、特にヘビは、非常に狭い隙間を通り抜ける能力を持っているため、飼養設備は 施錠可能な蓋や、覆いのある通気口を備えた堅固な構造であること。
- ・飼育室の扉は、飼育者が飼育部屋に入る前に全ての設備を見ることができるような観察窓を備えたものが推奨される。

<飼養施設のサイズ>

- ・1 個体について推奨される最少のスペースは、動物のサイズに準拠する。大型のヘビやトカゲは小型のヘビよりも広い空間が必要である(表1、表2参照)。
- ・動物自体に必要なスペースに加えて、飼育者が動物を移動するためのスネークトングを 安全に水槽に伸ばすにあたって十分な部屋であること。

<逸走の防止>

- ・飼育部屋は暖炉が開いていないこと、全ての壁面に隙間がないこと。
- ・動物の逸走を防ぐため、通気管は目の細かい金網で覆うこと。窓は密閉すること。
- ・部屋からの逸走を防ぐため、飼育者が部屋に入る前に室内を観察できるような観察窓を 扉にはめ込むことが推奨される。
- ・飼育者が跨がねばならないような 30cm (1フィート) の高さのある扉下の縁は、扉が開いている部屋からの動物の逸走の防止に役立つ。

- ・部屋の扉は、動物に触れる前に閉じられていること。
- ・ヘビの飼養施設は、隙間がなく、通気口が覆われた頑丈な側面と床面、天井を備えるべきであることに加えて、全ての水槽と檻は接触の必要性がない限りは施錠されるべきこと。

<防護用品>

・スネークトング及びスネークフック、革手袋、防護用眼鏡、頑丈な面類は、有毒の爬虫 類の取り扱いにおいて必要なものとする。

表1毒ヘビ類の飼養施設における、おおよその最小値の基準。

体長	水槽のサイズ
1m 以上 (3 フィート)	40 リットル (10 ガロン)
1~2m (3~6 フィート)	80 リットル(20 ガロン)
2.25~3 m (7~10 フィート)	120 リットル (30 ガロン)
3 m 以上 (10 フィート)	200 リットル (55 ガロン)

表2ドクトカゲの飼養施設における、おおよその最小値の基準。

	推奨される施設のサイズの最 小値(幅×奥行き)	推奨される施設のサイズの 最小値(高さ)
アメリカドクトカゲ	0.9m×0.9m (3 フィート x 3	少なくとも 45cm (1.5 フィ
メキシコドクトカゲ	フィート)	ート).

文献⑤ Brien et al. (2007). Housing Crocodilians in captivity: Considerations for Central America and Caribbean. University of Florida Institute of Food and Agricultural Sciences.

◆文献の主旨

中央アメリカ及びカリブ海域諸島における、主に屋外施設における飼養を目的としたワニ類の飼養施設、適切な飼養管理及び繁殖等に関する考察。

◆飼養施設等に関する情報

1. 屋外飼養施設のサイズ

- ・基本的な飼養施設の総合面積は 15 ㎡である。付随する池はおおよそ奥行き 7 m、幅 10m 程度にすることが望ましい。しかしながら、この面積は、決められた種の成体サイズか、特定の施設で飼養される予定の個体における最大サイズのどちらかに一方に基づくべきである(例えば、アメリカワニ *C. acutus* の平均成体サイズは 4 m であるため、必要とされる飼養施設は少なくとも、幅 8 m、深さ 8 m で、総合的な最小面積は 64 ㎡となる。)。
- ・1個体での飼養に必要とされる最小面積は、幅と深さにおいて、その種の成体の平均体 長の2倍である。
- ・飼養施設のサイズは、飼育される追加の個体毎に増やすこと。
- ・全般的な規則として、飼養面積は1個体追加するごとに30%増やすべきこと(水域を20%、 陸地を10%)。

2. 屋外飼養施設の構造

- ・柵は 5.08cm のひし形金網柵 (少なくとも 11.5 規格またはそれより強いもの) にすることができる。
- ・頑丈なセメントやブロック壁は施設の背面に、ひし形金網柵は観察場所に使用される(写真1)。
- ・比較的小型の施設における他の優れた選択として、容易な視認性をもち、安全性を高めるために上方に拡張されたひし形金網柵を備えた背の低いブロック壁の建設がある(写真2)。
- ・材質に注意されていない施設の柵は、逸走を防ぐための適切な設計がされること。
- ・ワニ類は掘削や登攀が巧みなため、柵は上方や地中に伸ばす必要がある。
- ・柵の高さは飼養されている最大個体の全長と同様にし、登攀力を持った動物が落下する ように、上部を内側に曲げること。
- ・地面の掘削によるワニの逸走を防ぐために、柵は地中に埋め込む必要がある。





写真1一般には公開されない非展示飼養施設 写真2全体が見渡せる単純な飼養施設

3. 柵の材質と設計

- ・柵は地面下に垂直1m、水平75cm伸ばすことが望ましい。
- ・最も基本的な設計として、重量のある(10 号規格)の菱形金網を使用し、地上部が2mで、その上方 $50cm\sim 1m$ の部分を内側に $45^\circ\sim 90^\circ$ に傾けたもの推奨される(図1)。
- ・柵の柱または支柱は、動物の重量に十分耐えるものであること。設置の間隔は3-4m以上にしないこと。全ての柱または支柱はコンクリートで固定されること。
- ・柵の補強は、縦の支柱に対して水平に固定された直径 4.3cm のパイプにより行う。
- ・もし地面が十分に固いのであれば、柵は地中で内側に折り曲げて設置せずともよい。

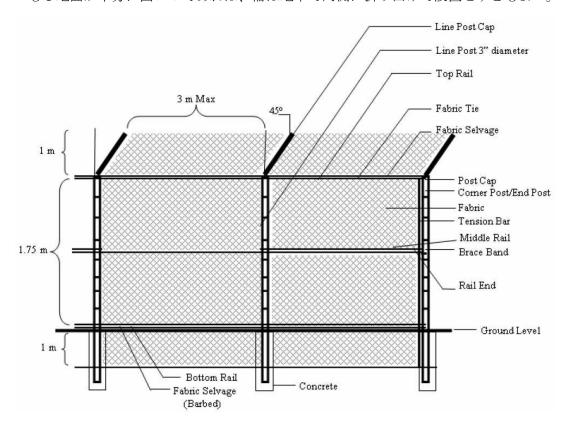


図1. 固い地面上における、上方が45°傾けられた柵の設計図。

4. 出入り口

- ・大型のワニ類の飼養施設には、少なくとも1ヶ所の安全な出入り口が必要である。
- ・出入り口は、ワニが押して逸走することを防ぐために、内側に開く構造にすること。
- ・錠は頑丈で、施設の内外から出入りし易いものであるべきこと。
- ・出入り口は、水際から離れて設置し、容易に出入りでき、施錠可能で、動物及び飼養者 の安全な移動に十分なサイズであるべきこと。
- ・出入り口は、上方を折り曲げ、下部はコンクリート壁(幅 20cm、深さ 75cm)または菱形 金網を地面下まで延長するなど、柵と同様の逸走対策構造を備えること。